

改正	平成15年4月1日	平成16年4月1日
	平成17年4月1日	平成18年4月1日
	平成19年4月1日	平成20年4月1日
	平成21年4月1日	平成22年4月1日
	平成23年4月1日	平成24年4月1日
	平成25年4月1日	平成26年4月1日
	平成27年4月1日	平成28年4月1日
	平成29年4月1日	平成30年4月1日
	平成31年4月1日	令和2年4月1日
	令和3年4月1日	令和4年4月1日
	令和5年4月1日	

（趣旨）

第1条 この要綱は、私道を整備する事業（以下「私道整備事業」という。）に対して、予算の範囲内で市が交付する補助金について、「補助金等の交付の手続き等に関する規則」（昭和35年5月16日規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、「私道」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する道路以外の道路で、道路敷きが私人の所有（一部公道を含む場合も該当）に属し、かつ、常時一般の交通の用に供しているものをいう。ただし、原則として都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条による団地内私道は除く。

（交付対象事業）

第3条 補助金を交付する私道整備事業は、路面舗装工事及び路面排水工事とし、次の各号に掲げるもので、私道の所有者の同意を得たものとする。

ア 私道の両端が公道に接続し、幅員が2メートル以上あること。

イ 私道の一端が公道に接続している延長20メートル以上の袋小路で、幅員が4メートル以上あり、3戸以上の住宅が使用していること。

ウ ア又はイのいずれかに該当する、路面が未舗装及び著しく破損し使用に支障のあるもの。

エ その他市長が公益上特に必要と認めたもの。

2 事業予定地が申請日を起算日とし、3年以内に公共下水道事業・区画整理事業の施行予定地に指定されている区域は該当しない。

（交付対象者）

第4条 前条の規定による私道整備事業を行う者（以下「事業者」という。）に対し、次条に規定する補助金を交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、事業者は、すべての事業者を代表して事前審査申請、交付申請及び補助金の請求等に関する事務を取り扱う者（以下「申請者」という。）を互選により選任しなければならない。

（交付の額等）

第5条 事業者に対して交付する補助金の額は、市長が別に定める算定基準により算出して得た額に、消費税に相当する額を加算した額（以下「補助基本額」という。）の80パーセントとする。ただし、第8条の規定により事業者が交付申請した工事費精算額（以下「工事費精算額」という。）が補助基本額を超えないときは、工事費精算額の80パーセントとする。なお、算出した補助金の額に千円未満の端数が生じたときは切り捨てるものとする。

2 前項の補助金の交付限度額は300万円とする。

(事前審査)

第6条 申請者は、私道整備事業事前審査申請書(第1号様式(様式略))に私道整備事業者一覧表(第2号様式(様式略))以下(1)～(6)の書類を添えて市長に申請し、事前審査を受けなければならない。なお、第2号様式および以下(4)～(6)については署名によらなければならない。

- (1) 案内図(住宅案内図)
 - (2) 平面図(事業者名を記入した略図)
 - (3) 公図の写し(地図証明書)及び整備をする私道の登記簿謄本(登記事項証明書)
 - (4) 誓約書(暴力団でないことの宣誓)
 - (5) 同意書(第3条に規定する、事業者以外の利害関係人がいる場合)
 - (6) 承諾書(当該工事により、近隣に影響を及ぼすおそれがある場合)
- 2 前項による申請期間は、原則として令和5年(2023年)4月1日から同年12月28日までとする。
- 3 前項の規定による申請があったときは、市長は書類等の審査及び現地調査を行い補助金交付対象事業の適否を決定し、私道整備事業事前審査の結果について(第3号様式(様式略))により申請者に通知する。
- 4 前項の規定により事前審査の適合通知を受けた後に、事前審査申請書の内容に変更を生じたときは、申請者は、速やかにその旨を市長に届け出て市長の指示を受けなければならない。
(工事請負契約の締結等)

第7条 申請者は、前条第3項の規定により事前審査の適合通知を受けたときは、速やかに八王子市競争入札参加資格者から市内の工事施工業者を選定しなければならない。

- 2 申請者は、工事請負契約にあたり、その内容について市と協議しなければならない。
- 3 工事施工業者は、八王子市設計基準等に基づいて市及び申請者と十分協議を行ない設計、施工すること。

(交付申請)

第8条 前条の規定による工事が竣工したときは、申請者は、私道整備事業補助金交付申請書(第4号様式(様式略))に次の各号に掲げる図書を添えて、原則として令和6年(2024年)2月29日までに市長に申請しなければならない。

- (1) 私道整備工事請負契約書(写)
- (2) 工事費精算内訳書
- (3) 工事精算図(案内図・平面図・構造図等)
- (4) 工事現場写真(工事記録を明示したもの)
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第9条 市長は、申請者から前条の規定により交付申請を受けたときは、私道整備事業の内容等を審査する。

- 2 前項の規定による審査の結果、適当と認めるときは、交付すべき補助の額を決定し、申請者に通知する。
- 3 前項の規定による交付決定に際し、必要により条件を付することができる。

(補助金の請求等)

第10条 申請者は、前条第2項の規定による補助金を市長が指定する方法により、交付決定の通知があった日から10日以内に市長に請求するものとする。

- 2 前項の規定により補助金の適法な請求を受けたときは、30日以内に申請者の指定する場所に支払うものとする。

(施設の維持管理)

第11条 事業者は、私道整備事業により整備した私道について、常時一般の交通の用に供するよう、適正な維持管理を行わなければならない。

(補助金の返還)

第12条 事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の一部又は全部を返還しなければならない。

- (1) 偽り、その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容及び通知に付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。
- (4) 前3号のほか、規則及び他の法令並びにこの要綱に違反したとき。

(関係図書の保存)

第13条 申請者は、補助金に係る図書を令和11年(2029年)3月31日まで保存しなければならない。

(事業の施行)

第14条 私道整備事業の円滑な執行のために、別紙「八王子市私道整備事業補助金交付の流れ」を定める。

(施行細目)

第15条 その他、この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。